

参考資料

1. 日常生活圏域別データ

(1) 高齢者人口の見込み

各年10月1日現在

ブロック	日常生活圏域	H29 実績値(人)			H32 推計値(人)			H37 推計値(人)		
		総人口	65歳以上	75歳以上	総人口	65歳以上	75歳以上	総人口	65歳以上	75歳以上
北ブロック	富洲原	8,729	2,495	1,307	8,414	2,446	1,350	7,847	2,359	1,398
	富田	12,459	3,136	1,654	12,584	3,076	1,699	12,730	2,931	1,778
	羽津	17,703	3,582	1,714	17,901	3,676	1,877	18,069	3,731	2,156
	八郷	12,638	3,376	1,581	12,343	3,491	1,734	11,720	3,554	2,040
	下野	8,627	2,331	1,224	8,675	2,362	1,327	8,660	2,336	1,428
	大矢知	20,340	4,140	1,935	20,854	4,204	2,113	21,569	4,198	2,467
	保々	7,055	1,565	728	6,903	1,623	788	6,584	1,720	914
	海蔵	13,755	3,079	1,590	13,657	3,099	1,680	13,427	3,136	1,801
計	101,306	23,704	11,733	101,331	23,979	12,568	100,607	23,964	13,982	
中ブロック	中部	23,834	5,977	3,113	23,665	5,950	3,113	23,159	5,919	3,200
	川島	12,137	2,976	1,215	11,937	3,150	1,442	11,454	3,299	1,829
	神前	6,721	2,207	1,054	6,512	2,230	1,161	6,101	2,148	1,324
	桜	15,120	4,493	1,854	14,595	4,737	2,145	13,613	4,911	2,788
	三重	22,912	6,589	2,994	22,961	6,690	3,528	22,796	6,496	4,277
	県	6,581	2,030	847	6,385	2,148	927	6,005	2,168	1,221
	橋北	5,466	1,794	1,002	5,259	1,700	987	4,882	1,550	974
	計	92,771	26,066	12,079	91,314	26,606	13,302	88,010	26,492	15,614
南ブロック	常磐	28,236	5,617	2,758	28,430	5,847	3,000	28,573	6,007	3,420
	日永	18,288	4,004	1,968	18,105	4,009	2,078	17,711	4,013	2,379
	四郷	23,645	6,911	3,410	23,180	6,920	3,722	22,143	6,785	4,239
	内部	18,037	3,752	1,599	17,950	3,898	1,762	17,670	4,084	2,160
	塩浜	6,226	2,089	1,121	6,013	2,056	1,134	5,594	1,931	1,152
	小山田	4,545	1,625	855	4,368	1,623	873	4,062	1,597	949
	河原田	4,836	1,076	565	4,975	1,098	579	5,199	1,072	580
	水沢	3,184	1,076	554	3,046	1,040	564	2,798	976	627
	楠	10,800	2,851	1,456	10,537	2,890	1,578	9,987	2,848	1,720
	計	117,797	29,001	14,286	116,602	29,381	15,288	113,738	29,312	17,226
全市	311,874	78,771	38,098	309,248	79,965	41,157	302,355	79,768	46,822	

※算出上の端数は四捨五入しているため、推計値の合計が合わないことがあります。

(2) 要介護認定者数の現状

平成 29 年 10 月 1 日現在

ブロック	日常生活圏域	認定者数(人)								認定率
		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
北ブロック	富洲原	517	118	95	90	60	49	62	43	20.7%
	富田	613	158	90	116	69	77	56	47	19.5%
	羽津	550	120	80	110	74	58	49	59	15.4%
	八郷	512	114	84	104	62	56	53	39	15.2%
	下野	393	79	55	88	45	52	49	25	16.9%
	大矢知	648	158	81	146	81	58	71	53	15.7%
	保々	240	54	36	41	21	29	31	28	15.3%
	海蔵	532	122	74	110	79	59	55	33	17.3%
	計	4,005	923	595	805	491	438	426	327	16.9%
中ブロック	中部	1,046	252	150	207	121	107	123	86	17.5%
	川島	385	57	63	104	48	35	43	35	12.9%
	神前	368	83	53	62	54	44	47	25	16.7%
	桜	665	129	94	143	104	81	57	57	14.8%
	三重	1,008	226	141	220	124	104	111	82	15.3%
	県	290	53	37	64	42	47	36	11	14.3%
	橋北	359	80	60	69	48	32	38	32	20.0%
	計	4,121	880	598	869	541	450	455	328	15.8%
南ブロック	常磐	994	222	166	224	118	87	93	84	17.7%
	日永	755	152	110	198	95	79	75	46	18.9%
	四郷	1,132	239	160	272	152	109	121	79	16.4%
	内部	518	107	64	114	64	68	58	43	13.8%
	塩浜	392	82	69	90	44	47	32	28	18.8%
	小山田	359	70	54	66	45	47	45	32	22.1%
	河原田	225	44	39	50	23	26	29	14	20.9%
	水沢	185	43	20	34	27	26	24	11	17.2%
	楠	459	100	70	108	69	43	39	30	16.1%
	計	5,019	1,059	752	1,156	637	532	516	367	17.3%
住所地特例分		134	18	10	37	16	18	21	14	
合計		13,279	2,880	1,955	2,867	1,685	1,438	1,418	1,036	16.9%

※認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数（65歳以上人口）で割ったものです。

(3) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター 一覧

ブロック	日常生活圏域	種類	名 称	法人名称
北ブロック		包括	四日市市北地域包括支援センター	社会福祉法人 富田浜福祉会
	富洲原	在介	天カ須賀在宅介護支援センター	社会福祉法人 徳寿会
	富洲原		富洲原在宅介護支援センター	社会福祉法人 平成福祉会
	富田		富田在宅介護支援センター	社会福祉法人 富田浜福祉会
	羽津		羽津在宅介護支援センター	独立行政法人 地域医療機能推進機構
	八郷		ハピネスやさと在宅介護支援センター	社会福祉法人 アパティア福祉会
	下野		諧朋苑下野在宅介護支援センター	社会福祉法人 宏育会
	大矢知		ヴィア四日市在宅介護支援センター	社会福祉法人 平成福祉会
	保々		聖十字保々在宅介護支援センター	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
	海蔵		海蔵在宅介護支援センター	社会福祉法人 三重ワイエムシイエイ福祉会
中ブロック			包括	四日市市中地域包括支援センター
	中部	在介	みなと在宅介護支援センター	社会福祉法人 風薫会
	中部		ユートピア在宅介護支援センター	社会福祉法人 ユートピア
	川島		川島在宅介護支援センター	社会福祉法人 青山里会
	神前		かんざき在宅介護支援センター	社会福祉法人 青山里会
	桜		桜在宅介護支援センター	社会福祉法人 英水会
	三重		陽光苑在宅介護支援センター	社会福祉法人 三重福祉会
	県		くぬぎの木在宅介護支援センター	社会福祉法人 あがた福祉の会
	橋北		橋北楽々館在宅介護支援センター	社会福祉法人 すずらん福祉会
南ブロック			包括	四日市市南地域包括支援センター
	常磐	在介	常磐在宅介護支援センター	社会福祉法人 青山里会
	日永		日永在宅介護支援センター	社会福祉法人 英水会
	四郷		四郷在宅介護支援センター	社会福祉法人 青山里会
	内部		うつべ在宅介護支援センター	社会福祉法人 永甲会
	塩浜		しおはま在宅介護支援センター	社会福祉法人 風薫会
	小山田		小山田在宅介護支援センター	社会福祉法人 青山里会
	河原田		南部陽光苑在宅介護支援センター	社会福祉法人 三重福祉会
	水沢		水沢在宅介護支援センター	社会福祉法人 青山里会
	楠		くす在宅介護支援センター	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会

※「包括」は地域包括支援センターの略、「在介」は在宅介護支援センターの略

(4) 地域資源 —— 介護サービス事業所一覧

平成30年1月1日現在

ブロック	日常生活圏域	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	通所介護	地域密着型通所介護	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
北ブロック	富洲原	0	1	3	0	1	1	0	0	1
	富田	1	0	2	3	0	1	0	0	0
	羽津	1	0	1	2	1	1	0	0	0
	八郷	0	1	1	2	1	1	0	0	0
	下野	1	0	4	0	2	1	0	0	0
	大矢知	1	0	6	2	1	1	1	0	0
	保々	0	1	1	0	1	0	0	0	0
	海蔵	0	0	3	1	1	0	0	0	0
	計	4	3	21	10	8	6	1	0	1
中ブロック	中部	0	1	4	5	1	1	0	0	0
	川島	0	1	1	1	1	1	1	0	0
	神前	1	0	1	1	1	1	0	0	0
	桜	1	0	2	3	1	1	0	0	0
	三重	1	1	4	5	1	1	0	1	0
	県	1	0	3	0	2	1	0	0	0
	橋北	0	0	2	0	1	1	0	0	0
	計	4	3	17	15	8	7	1	1	0
南ブロック	常磐	0	1	8	9	5	1	1	1	1
	日永	1	0	5	4	2	1	0	0	0
	四郷	0	1	5	4	2	2	0	0	0
	内部	1	0	2	3	1	1	0	0	0
	塩浜	2	0	1	3	2	0	0	0	0
	小山田	2	0	1	0	2	1	0	0	0
	河原田	1	0	2	0	1	1	0	0	0
	水沢	0	0	2	0	2	0	0	0	0
	楠	1	0	1	2	1	0	0	0	0
	計	8	2	27	25	18	7	1	1	1
全市		16	8	65	50	34	20	3	2	2

(5) 地域資源 —— 介護予防・生活支援サービス事業事業所一覧

平成30年1月1日現在

ブロック	日常生活圏域	訪問型サービス				通所型サービス			
		現行相当	A 基準緩和	B 住民主体	C 短期集中予防	現行相当	A 基準緩和	B 住民主体	C 短期集中予防
北ブロック	富洲原	0	—	0	0	3	0	0	0
	富田	2	—	0	0	4	1	1	0
	羽津	1	—	0	1	3	0	1	1
	八郷	5	—	1	0	3	0	0	0
	下野	2	—	1	0	4	0	1	0
	大矢知	5	—	0	0	8	0	0	0
	保々	0	—	0	0	1	0	0	0
	海蔵	2	—	0	0	4	1	0	0
	計	17	—	2	1	30	2	3	1
中ブロック	中部	13	—	0	1	8	1	1	1
	川島	3	—	0	0	2	0	0	0
	神前	1	—	0	0	2	1	0	0
	桜	4	—	0	0	5	0	0	0
	三重	4	—	1	2	8	0	1	2
	県	0	—	0	0	3	1	0	0
	橋北	0	—	1	0	2	0	1	0
	計	25	—	2	3	30	3	3	3
南ブロック	常磐	10	—	0	2	17	1	1	2
	日永	3	—	0	0	7	0	0	0
	四郷	7	—	1	0	8	0	1	0
	内部	3	—	0	0	5	1	0	0
	塩浜	1	—	0	0	4	1	0	0
	小山田	1	—	0	1	1	1	0	1
	河原田	1	—	0	0	2	0	0	0
	水沢	0	—	0	0	2	1	0	0
	楠	3	—	0	0	3	1	1	0
	計	29	—	1	3	49	6	3	3
全市	71	1(全域)	5	7	109	11	9	7	

2. 計画策定の経過

(1) 主な策定経過

会議名等	年月日	協議事項等
アンケート調査	平成 29 年 1 月	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(回収 1,553 件、回収率 77.7%) (2) 在宅介護実態調査(回収 861 件、回収率 57.4%) (3) 若年者調査(回収 540 件、回収率 54.0%) (4) 介護支援専門員調査(回収 204 件、回収率 67.5%) (5) サービス提供事業者調査(回収 96 件、回収率 55.2%)
第 1 回長寿社会づくり懇話会	平成 29 年 8 月 3 日	1. 事業実績等について (1) 高齢化率・認定・介護給付等の状況について (2) 地域密着型サービスについて (3) 地域包括支援センターについて (4) 地域ケア会議について 2. 次期計画策定について (1) アンケート結果報告(概要)について (2) 制度改正の主な内容と次期計画の方針について
高齢者施策推進本部会議	平成 29 年 11 月 17 日	1. 計画の素案について 2. 今後のスケジュールについて
第 2 回長寿社会づくり懇話会	平成 29 年 11 月 17 日	1. 事業実績等について (1) 地域密着型サービスについて 2. 次期計画策定について (1) 計画の概要・素案 (2) パブリックコメントの実施
パブリックコメント	平成 29 年 12 月 1 日 ～12 月 27 日	
計画説明会	平成 29 年 12 月 15 日	
高齢者施策推進本部会議	平成 30 年 1 月 15 日	1. パブリックコメントの結果報告について 2. 国の制度改正と計画案について
第 3 回長寿社会づくり懇話会	平成 30 年 2 月 5 日	1. 地域密着型サービスについて 2. 地域密着型サービスの基準条例等の改正等について 3. 次期計画策定について 4. 地域ケア会議について

上記のほか、ワーキンググループ会議を合計 11 回開催。

(2) 四日市市長寿社会づくり懇話会 委員名簿

構成区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	東京経済大学	西下 彰俊	会長
市民代表	市民委員	小林 博子	
	市民委員	佐藤 聖子	
	市民委員	森 出水	
事業者団体	三重県北勢地区老人福祉施設研究協議会	西元 幸雄	
	三重県老人保健施設協会	木村 光政	
	四日市市地域包括支援センター	鈴木 廣子	
関係団体	公益社団法人四日市医師会	加藤 尚久	平成 29 年 8 月 2 日退任
		山中 賢治	
	一般社団法人四日市歯科医師会	加藤 卓也	平成 29 年 8 月 2 日退任
		伊藤 誠	
	一般社団法人四日市薬剤師会	平岡 伸五	平成 28 年 11 月 16 日退任
		中島 典子	
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会	井谷 博哉	平成 29 年 2 月 15 日退任
		中村 恵	
	四日市市老人クラブ連合会	佐久間照子	
	四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会	樽谷 雅義	平成 28 年 7 月 20 日退任
		伊藤 重久	平成 29 年 8 月 2 日退任
		萩 宣彦	
	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会	服部 眞弘	平成 28 年 3 月 31 日退任 副会長
服部 司		副会長	

(敬称略・順不同)

3. 用語解説

あ 行	
ID-Link	地域の医療機関や介護事業所等をインターネット回線で接続し、それぞれの施設が保有している診療情報の相互参照を可能とすることによって、医療介護連携を支援するサービスの1つ。
安心の地域医療検討委員会	本市において、地域医療を推進するため、平成20(2008)年10月6日に設置。学識経験者、医療機関の代表、医療関係団体、福祉関係者等を委員とし、地域医療のあり方や今後の方向性について検討を行う。
一般介護予防事業	地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチができるようにした介護予防事業。65歳以上のすべての方を対象とする。
医療・介護ネットワーク会議	本市において、医療と介護関係者の顔が見える関係づくりのため、北、中、南の各ブロックごとに、地域包括支援センターを事務局として研修等を行う会議。世話人として医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーション、基幹病院、介護事業所などが参加する。
運営推進会議	地域密着型サービス事業所が、利用者、市職員、地域の代表者等に対して、提供サービスの内容等を明らかにすることによって、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としたものであり、事業所が自ら開催するもの。
か 行	
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。
介護給付	要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、総費用のうち、自己負担分を除き、残りを保険者が給付するもの。
介護支援専門員	利用者の希望や心身の状態等を考慮して介護サービス計画（ケアプラン）の作成やケアサービスの調整・管理を行う専門職。
介護相談員派遣事業	市に登録された介護相談員が、介護サービスを提供している事業所に出向いて、サービス利用者等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする事業。
介護付有料老人ホーム	有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて入居者に介護サービスを提供するものをいう。
介護報酬	介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護保険サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいう。介護報酬単価は、サービスの種類ごとに、平均的な費用等を勘案して設定されている。
介護保険サービス事業者連絡会	介護サービスを提供する事業者間の情報共有や共同で研修などを行うための連絡組織。本市においては、サービス種別ごとに居宅介護支援部会、通所部会、訪問部会、施設部会の各部会が設けられている。

介護予防・生活支援サービス事業	①要支援認定を受けた人、②基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象として、訪問または通所によって介護予防と生活支援サービスを一体的に提供し、日常生活の自立を支援するための事業。本市においては、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するものと、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、専門職が短期集中で行うサービスなど多様な主体によるサービスが提供されている。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	市町村の判断により、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する事業。「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」からなる。
基準該当サービス	サービスの指定要件（人員、設備、運営基準）の一部を満たさない事業者であっても、多様な事業主体の参入を促す観点から、サービス提供の実績があり、かつ一定水準を満たすサービスを提供する事業者について、市町村の判断で保険給付の対象とするもの。
協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと地域関係団体が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場で、生活支援の中核となるネットワーク。
ケアプラン	要介護者などが適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族等の希望を踏まえて作成する介護サービス計画。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりに対して、適切なサービスが受けられるよう利用調整や管理を行うこと。
ケアマネジャー	「介護支援専門員」の項、参照。
権利擁護	判断能力が不十分な人や自己防御が困難な人が不利益を被らないよう支援を行うこと。
口腔ケア	口腔の疾病予防、口腔保清、嚥下訓練により、生活の質（QOL）の向上をめざしたケアのこと。
合計所得金額	介護保険料の段階決定等に用いる指標で、税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額）から長期（短期）譲渡所得にかかる特別控除及び公的年金等にかかる雑所得を控除した金額のこと。
高齢化率	全人口に占める高齢者（65歳以上の人）の割合。
高齢者みまもりネットワーク会議	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉関係者のほか、警察、法律関係者、行政機関等が、虐待、消費者被害、徘徊等の課題に対して、高齢者を見守り、支えるためのしくみ。参加関係者の情報交換、研修等を行う。
コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
国民健康保険団体連合会	国民健康保険法（第83条）に基づき、保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同して事業を健全に運営するために設立された団体で、診療報酬や介護報酬の審査支払業務などを行っている。
さ 行	
サービス基準単価	給付費を算定するために給付の実績値から算定した介護報酬単価の平均値。介護サービスの報酬単価は要介護度ごとにサービスの内容に応じて細かく設定されているが、それらを平均化したもの。
在宅医療	通院が困難な患者や自宅での療養を希望する患者に対する医療行為。医師が定期的に訪問し、診療を行うほか、看護師の訪問看護などがある。

在宅医療・介護連携支援センター	多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した包括的かつ継続的な在宅医療の提供をめざすことを目的に設置するもので、介護保険の知識を有する看護師等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等からの相談を受け付けるとともに、情報提供を行う。
在宅医療資源リスト	在宅医などの機関への連絡方法等、医療資源をリスト化することにより、介護職からの連絡調整を容易にして、在宅医療と介護との連携を促すもの。
在宅介護支援センター	高齢者とその家族に対して、介護保険や介護保険以外のサービスを総合的に紹介・調整する身近な相談窓口。介護保険の導入前から各地区への整備に取り組み、本市の高齢者福祉政策の基軸となっている。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域のこと。原則的に宅地造成などの開発行為が禁止されている。
社会福祉士	身体上または精神上的の障害があり、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導などを行う、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく福祉専門職。
住所地特例	介護保険では居住する市町村の被保険者となるが、被保険者が他市町村の対象施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合は、従前に住所のあった市町村の被保険者となる制度。介護保険施設等が集中している市町村の給付が増えることを解消するためのものであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が適用対象施設となっている。
縦覧点検	過去に支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うもの。
主任ケアマネジャー	地域包括支援センター等に勤務する、実務経験 5 年以上の上に、一定の研修を修了し地域や職場で中核的役割を担う介護支援専門員。
シルバー人材センター	高齢者に対して、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供することを目的として設立された団体。原則として市町村単位に置かれ、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人。
審査支払手数料	介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払事務の手数料。委託先である国民健康保険団体連合会に支払われる。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
生活支援サービス	日常生活に援助が必要な 65 歳以上の在宅高齢者の家庭を訪問して家事や軽作業のお手伝いをするサービス。介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のもとでは、ホームヘルパーなどの専門職に限らず、地域住民やボランティアをはじめ、多様な主体によるサービス提供が期待されている。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などのため判断能力が不十分な人に不利益が生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。
総合事業	「介護予防・日常生活支援総合事業」の項、参照。

た 行	
第1号被保険者	介護保険の被保険者のうち、65歳以上の人該当する。
第2号被保険者	介護保険の被保険者のうち、40歳から64歳までの医療保険加入者が該当する。
地域支援事業	要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」と、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を専門職や地域住民が連携、協力して、一体的に提供するしくみ。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定。
地域包括ケア「見える化」システム	市町村における介護保険事業の計画策定と実行を支援するため、介護給付等にかかる現状分析や将来推計、実行管理などが行えるシステム。介護保険にかかわる情報が地図上やグラフに表され、一般の人でも見ることができる。
地域包括支援センター	地域包括ケアシステム構築のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の3職種のスタッフにより、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの業務を行う。
地域包括支援ネットワーク	地域包括ケアを進めるにあたって必要となる社会資源のネットワーク。医療、介護にかかる専門機関はもとより、地域における見守り、支え合い等を担う組織や地域住民なども含む。
地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、一般に小規模でなじみの関係の中で提供されるサービスであり、原則として、その市町村に住んでいる人だけが利用できる。地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護などが含まれる。
チェックリスト	25項目の調査項目により、65歳以上の人「生活機能の低下の有無」をチェックするもの。正式名称は「基本チェックリスト」。項目の点数化により、介護予防・生活支援サービス事業の対象者に該当するかどうかを判定する（要介護認定申請者を除く）。
な 行	
日常生活圏域	市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた圏域。
任意事業	地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情・特色に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施される多様な事業。 「地域支援事業」の項、参照。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等のだれもが参加でき、集うことができる場。専門職が配置されることで、相談ができ、必要な医療・介護サービスにつなげることもできる。
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切な医療・介護サービス提供の流れを示したものの。地域の社会資源や認知症のセルフチェックのための「気づきシート」などを組み込んだもの。

認知症サポーター	認知症の正しい理解と対応方法を「認知症サポーター養成講座」で学び、認知症の人や家族をできる範囲で支援する人。
認知症サポート医	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言やその他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症疾患医療センター	都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患に関する医療福祉相談、鑑別診断、治療方針の選定などに加え、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う専門医療機関。 「基幹型」、「地域型」、「連携型」の3類型があり、三泗地域では、平成29（2017）年度に連携型の認知症疾患医療センターが設置された。
認知症初期集中支援チーム	認知症の早期診断・早期対応のため、医師と看護職・福祉職がチームを組み、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、本人や家族への支援を集中的（概ね6か月）に行い、適切な医療・看護サービスにつなげるためのサポートを行うチームのこと。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人を支援する関係者の連携や相談支援体制の構築、認知症施策や事業の企画調整等を行う看護職・福祉職等の専門職。
認知症フレンズ	認知症サポーター養成講座修了者のうち、フォローアップ講座を受講し、地域における認知症に関わる活動にボランティアとして協力するため市に登録された人。本市独自の登録制度。
は 行	
徘徊高齢者等SOSメール	行方が分からなくなった際に、地域で連携して対象者を探すしくみ。協力者となる地域住民や企業、関係機関に対し、行方が分からなくなった人の情報をメールで配信し、早期発見につなげる事業。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法の一部改正により定められたもので、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。災害対策基本法では、市町村で「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられている。
病診連携	地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続するしくみ。これに対し、病院間で役割分担を行い連携することを「病病連携」という。
福祉協力員	①地域住民の福祉意識の啓発、②地域住民への福祉情報の提供、③小地域福祉ネットワークの形成、④地区社会福祉協議会活動への協力、⑤ふれあいいきいきサロンの運営・支援、などの目的達成のため必要な活動をする人。
福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する人（要配慮者）を受け入れるため、特別な配慮がなされた避難所のこと。
福祉有償運送	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障害者など、公共交通による移動が困難な人を対象に有償で行う移送サービスのこと。
ランチ	地域包括支援センターにつなぐための窓口として、身近な地域で、総合相談や高齢者実態把握などに取り組む施設。本市では、各地区の在宅介護支援センターが、地域包括支援センターとの密接な連携のもと、この機能を担う。
ふれあいいきいきサロン	認知症及び閉じこもり予防を目的に、高齢者が気軽に集える場を提供するもの。

包括的支援事業	基本事業である「地域包括支援センターの運営」のほか、社会保障充実分の「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」を加えた総称。
訪問診療	在宅で療養していて通院が困難な人を対象に、医師が立てた診療計画に基づいて定期的に訪問して診療を行うこと。緊急時に患者の求めによって訪問する「往診」とは異なる。
ま 行	
見守り協定	孤立死を未然に防止するとともに、虐待で支援が必要な人や徘徊して行方不明になった人などを早期に発見するため、地域で家庭訪問や営業活動を行う、あるいは多数の市民が利用する窓口がある民間事業者と締結する高齢者等の見守りに関する協定。
民生委員児童委員	それぞれの担当地域において、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の方等への援護活動をはじめ、生活上のさまざまな問題を抱えている人の相談・援助にあたる、民生委員法等に基づいて置かれる委員。厚生労働大臣から委嘱される。
もの忘れ外来	認知症の専門的な鑑別診断、治療などを行う専門外来。
や 行	
要支援・要介護認定	介護給付を受けようとする被保険者の申請を受けて市町村が行う要介護状態区分の認定のこと。市町村が申請を受け付けると、認定調査員が自宅などを訪問し、日常生活動作などについて調査するとともに、主治医からの医学的な見地に基づく意見書の提出を受ける。それらを元に審査・判定し、要支援1または2、要介護1～5の認定結果が出されることとなる。
四日市市総合計画	四日市市における今後の市政全般の基本的な方向性を示した長期的な計画。計画期間は平成23年～平成32年。
予防給付	要支援1・2を対象とした介護予防サービスについて、総費用のうち、自己負担分を除き、残りを保険者が給付するもの。
ら 行	
療養病床	病気や加齢などにともない長期の療養を必要としている人が入院する病床で、医療保険適用のものと介護保険適用のものがある。

第7次四日市市介護保険事業計画

・第8次四日市市高齢者福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

発行 平成30年3月
編集 四日市市 健康福祉部 介護・高齢福祉課
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号
TEL 059-354-8425 FAX 059-354-8280